

令和6年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学理事長 様

学籍番号 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 研究科 \_\_\_\_\_ 課程  
 氏名(自署) \_\_\_\_\_ 印  
(スタンプ印不可)

大学院修士段階(修士課程・博士前期課程)における「授業料後払い制度」利用希望申出書

日本学生支援機構「授業料後払い制度」を利用したいので、以下に同意(チェック)したうえで関係書類を添えて申請します。日本学生支援機構へ本制度の利用申請をしなかった場合、申請したが不採用だった場合、申請した内容に事実と異なる情報が含まれていることが判明した場合、別途大学が指定する方法・期日に従い授業料を納付することを誓約致します。

チェック欄	申請に関するチェック項目
<input type="checkbox"/>	授業料納付猶予願を添付しました。(授業料減免を併せて申請される方は授業料減免申請時に授業料納付猶予願(別様式)を提出していただき、本制度申請時には提出不要です。)
<input type="checkbox"/>	高等教育の修学支援制度に採用されたことがあり、給付奨学生証(写)、授業料等減免認定結果通知書又はスカラネットパーソナル給付詳細情報画面のコピーを添付しました。
<input type="checkbox"/>	秋に改めて日本学生支援機構へ本制度の利用申請が必要です。
チェック欄	授業料後払い制度に関するチェック項目
<input type="checkbox"/>	現在掲載されている本制度に関する情報は変更になる可能性があります。
<input type="checkbox"/>	修士課程・博士前期課程の学生が対象になります。
<input type="checkbox"/>	日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)と併給することはできません。(第一種奨学金に採用されると令和6年度は本制度の申込みができません。)
<input type="checkbox"/>	授業料(上限額:年535,800円)が大学に直接振り込まれます。
<input type="checkbox"/>	授業料減免を受けた場合、減免後の金額が大学に直接振り込まれます。
<input type="checkbox"/>	本制度は保証料がかからない人的保証ではなく、保証料が必要な機関保証でのみ利用可能です。
<input type="checkbox"/>	本制度は無利子ですが、振り込まれた授業料に加え、保証料を合算したものを学生自身が返済することになります。生活費奨学金については、月額から保証料を差し引いて貸与されます。
<input type="checkbox"/>	希望者へは月額20,000円又は40,000円(選択可)の生活費を貸与されます。(生活費奨学金も機関保証のみ利用可能です。)
<input type="checkbox"/>	令和6年度春入学者の採用は最短で11月になる予定です。そのため生活費奨学金は11月に4~11月の8ヶ月分が振込みとなる予定です。
<input type="checkbox"/>	令和6年度春入学者の修士課程「返還免除内定」は、本制度には適用されません。
<input type="checkbox"/>	授業料減免を受けた場合は貸与額が少なくなるため、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)を申し込んだ方が「特に優れた業績による返還免除」における免除総額が多くなる可能性があります。